

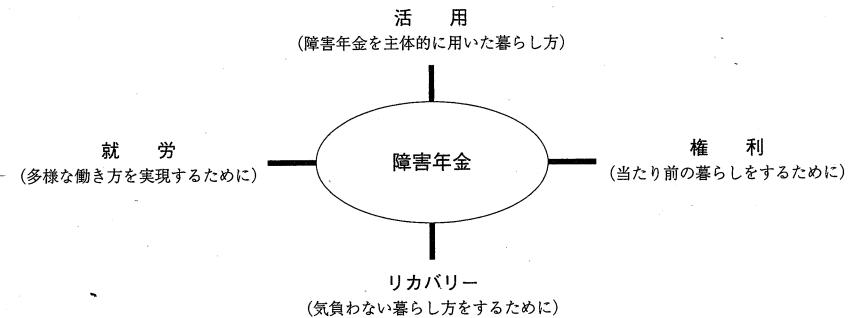
はしがき

筆者は、2012年3月、龍谷大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程（以下、龍谷大学の博士課程）において、「精神障害者の生活支援にはたす障害年金の研究」というテーマで「社会福祉学博士」の学位を取得した。龍谷大学の博士課程には、2008年4月から2012年3月まで在籍した。また、同じテーマで、2009年4月から2013年3月まで、日本学術振興会より科学研究費基盤研究(C)を受けている。そのようなことから、本書は、博士論文が元になっていていることと、調査等の大半が科学研究費を受けて実施しているという背景を有する。言わば、研究の成果を本にしたのである。

とはいっても、筆者が本書を出版するにあたり、こだわったことがある。それは、本書が、研究者よりもより、社会福祉実践をするソーシャルワーカー、精神障害者や家族等にとって、読みやすく、実践に活かせるような内容にしたいと考えたことにある。そこで、筆者は、独自の歴史と社会的背景をもって、固有の立場から精神障害者の生活支援を展開している7名に対し、本書の出版にあたり、インタビューを実施させてもらった。そして、その聴き取った内容を、「7名の語り」と題して、序章～第6章の各々の章の末尾に掲載することにした。それらは、各章において登場する複数の支援者の象徴的な語りになっている。そこが、本書における7名の語りの特徴だといえる。

ただし、読者のなかには、各章の本文を読んでから直ぐに次の章に進むのではなく、7名の語りを読んでから次の章に進むと、各章のつながりが中断されてしまう、と感じる人がいるかもしれない。そのことから、最初、あるいは、最後に7名の語りをまとめて読む、というのも一つの方法である。読み方については、読者の好みにお任せしたい。いずれにせよ、この7名の語りを併せて読んでいただくことによって、本書の内容が、理解しやすくなると共に、実際の精神障害者の暮らしと障害年金との関係が、より鮮明に伝わると考えているのである。

筆者は、支援者が障害年金に真摯に向き合えば、精神障害者の生活支援における大切なキーワードに必ず辿り着くことができると考えている。だからこそ、本書は、障害年金に着眼することを通して、精神障害者の生活支援について迫ろうとするものである。下記の図は、障害年金と、精神障害者の生活支援における代表的なキーワードとの関係性を示したものである。



図に示しているように、精神障害者が地域社会で暮らす、よりよく暮らすためには、障害年金を活用するという発想が重要だといえる。障害年金とは、国から与えられる、あるいは、^{ほどこ}施されるというものではなく、精神障害者が、自らの暮らしを拡げるために、主体的に、社会資源の一つとして活用すべきものである。また、その社会資源の活用を、かけがえのない精神障害者の一度きりの人生という観点から捉えれば、権利という視点につながる。誰しも、人として、当たり前の暮らしを営む権利、さらには、幸福になる権利をもっている。そのことを実現する手段として、障害年金を主体的に活用することにこそ意味があるといえる。

しかし、精神障害者は、障害受容に多くの時間を要することが少なくない。このことについて、PSW等の専門職は、精神障害者の当然の気持ちの動きとして捉えるべきであろう。これらの経験をふまえ、精神障害者は、障害年金の活用等を通して、「元の状態に戻るのを追い求めるのではなく、現状のなかでいかにして生きるか・等身大で暮らすか」というリカバリー（人生の回復、あるいは人生の新たな意味付け；詳細は序章23頁参照）の視点が芽生えた時、気負わな

い暮らし方に近づくことになろう。一方で、人が生きるうえでは、就労は避けて通れない事柄である。その際、PSW 等の専門職のなかには、自らの価値観から、「精神障害者は障害年金を受給すると就労意欲がわからなくなる」と述べる者がいる。でも、はたしてそうだろうか。障害年金とは、就労を制限するものなのだろうか。そうではなく筆者は、むしろ障害年金を、その人に合った多様な働き方を実現するために有効活用できるものとして位置付けることができると思っている。このことについては、本書のなかで取り上げているので、ここではこれ以上述べない。

このように、筆者は、障害年金について検討することを通して、精神障害者の暮らし、さらには、生活支援を、実践的に論じることができると考えているのである。

なお、本文に入るにあたって、2点のことを断っておきたい。1点目は、「精神障害者」の表記についてである。筆者は、2006年に、『精神保健福祉士の魅力と可能性——精神障碍者と共に歩んできた実践を通して』(やどかり出版)という本を出版した時、「精神障碍者」という言葉を使った。その理由として、「しょうがい」は、戦前、障害ではなく、障碍と表記されていた。それが、戦後の1947年に公布された当用漢字表に「碍」の字がなくなり、「害」を充てた、とされているからである。また、元々障害は、日常生活に支障がある・制限があるという意味を持っていた。それに比し、障害の「害」には、支障・制限・不便にとどまらず、マイナス的な印象が強いと言わざるを得ない。このようなことから、「精神障害者」と記した方が、適切な表現だと考えたからである。しかしながら、本書は、社会の実態を色濃く反映させたものにしたいと考えたことから、正式用語を用いることにした。そのことから、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」等の法律を根拠にして、法律用語である「精神障害者」という言葉を使っている。とはいって、「精神障害者」と表記することには、前述のことから、筆者自身、とまどいがあることを知っていただきたい。「精神障害者」の表記方法については、読者の皆様から意見をいただけると幸いである。

2点目は、「支援者」の範囲についてである。「精神障害者の生活支援」と言

うと、PSW 等の専門職の専売特許のように思っている人もいる。だが、生活支援は、なにも専門職だけが行うものではない。例えば、同じような鬱病生活の経験を有する精神障害者から、「多くを語らなくてもわかるよ。不安なことがあったら、いつでも連絡をしてきて」と、伝えられることによって、安心して地域生活を継続できる精神障害者は少なくない。このようなことから、本書では、特に前置きが無ければ支援者として、PSW 等の専門職、精神障害者や家族等、フォーマル及びインフォーマルな様々な立場にある者を含める。ちなみに、本書では、社会資源を「フォーマルな社会資源」と「インフォーマルな社会資源」に分類している。そのなかにおいて、フォーマルな社会資源のなかに、「人的な社会資源」として、PSW、社会保険労務士、社会福祉士等を挙げている。一方で、インフォーマルな社会資源のなかに、「人的な社会資源」として、精神障害者、家族、ボランティア等を挙げている。これらのフォーマル及びイシフォーマルな社会資源の協働的支援のあり方を検討することによって、精神障害者の生活支援を現実的に論究したいと考えているのである。

本書が、精神障害者の生活支援において、ほんの少しでも新たな扉を開けることにつながれば幸いである。